

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200078号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200018号

第1 結論

平成元年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、私は、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料を、送られてきた納付書により、当時勤務していたA郵便局の窓口で納付していた。納付した時に受け取った領収書はないが、請求期間の国民年金保険料についても納付したことに間違いはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時に請求者が居住していたB市から提出のあった同市の広報誌(平成元年10月15日)によれば、請求期間を含む平成元年10月から平成2年3月までの6か月分の国民年金保険料の納付書を、平成元年10月頃に郵送した旨の記載が確認できるところ、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料(以下「保険料」という。)について、納付した金額は覚えていないが、当時、郵便局で働いており、職場である郵便局の窓口で保険料を納付していたので、請求期間に係る保険料の納付書が郵送されてきていたのであれば、請求期間当時に間違いなく納付したはずである旨陳述している。

また、オンライン記録により、請求者は、昭和61年*月に初めて国民年金の被保険者資格を取得してから、国民年金加入期間については、請求期間のほかに未納がない上、納付済期間のうち、昭和62年度については、同年4月に1年分の保険料を前納し、また、昭和63年度及び平成元年度の4月から9月までの期間については、6か月分ずつまとめて保険料を現年度納付するなどして、全て納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、請求者については、平成元年11月1日に国民年金被保険者種別の変更(第1号被保険者から第2号被保険者に種別変更)が行われていることが確認でき、当該国民年金被保険者の種別変更に係る処理日は、同年12月7日となっており、おおむね適正な時期(約1か月後)に種別変更の処理が行われていることが確認できる。

以上のことから、請求期間当時において、請求者は、国民年金への関心や国民年金保険料の納付に対する意識が高かったと考えられ、請求期間直前の国民年金保険料を納付している請求者が、1か月と短期である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200147号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200019号

第1 結論

昭和39年12月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年12月から昭和61年3月まで

私は、前回、夫が昭和39年12月に私の国民年金の加入手続を行い、昭和39年12月から昭和61年3月までの期間の私の国民年金保険料を夫が納付書により支払ってきたとして、納付記録の訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

私の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、再度納付記録の訂正請求を行う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求に関しては、i) 請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者の国民年金被保険者資格記録に係るオンライン記録の最初の入力処理年月日(昭和62年5月1日)により、請求期間後の昭和62年4月頃に払い出されたと推認でき、かつ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、別の国民年金番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われたと考えられること、ii) 請求期間のうち、昭和46年3月を除く255か月(21年3か月)の期間については、請求者の夫は厚生年金保険に加入しており、配偶者である請求者にとって、国民年金被保険者資格を取得するためには、本人の申出が必要であり、その申出日に任意加入被保険者資格を取得するものとされていたことから、制度上、上記加入手続時点では、当該期間は、遡って被保険者となることのできない国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、また、請求期間のうち、昭和46年3月についても、制度上、上記加入手続時点では、時効により国民年金保険料を納付することができないこと、iii) 請求者の夫は、請求者の国民年金手帳について、オレンジ色か青色のものをもらった記憶はあるが、それ以外の色のものをもらった記憶はない旨主張しているが、オレンジ色の年金手帳は昭和49年から交付されており、青色

の年金手帳は平成9年から交付されていることなどから、既に令和元年11月8日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求者の夫を代理人として、請求期間の国民年金保険料は、少し遅れることはあったが、毎月納付書で居住地の市役所又は出張所で納付していたと思うとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200139 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200062 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

私は、平成 18 年 4 月 1 日から 4 年間程、A社に勤務していた。B社に勤務していたときの同僚で、A社の代表取締役であった者（以下「元事業主」という。）から、私に同社での厚生年金保険の加入記録がないのは不思議だと聞かされた。元事業主が厚生年金に加入していた期間について私も厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は、平成 18 年 4 月 1 日に取締役就任し、平成 23 年 4 月 15 日に同役を辞任しており、請求期間において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、上述の商業登記簿謄本において、平成 19 年 10 月 31 日にA社の代表取締役就任し、現在においても同役として登記されている者（以下「事業主」という。）から提出された請求者に係る報酬対象者台帳（2007/10/16）（以下「報酬対象者台帳」という。）及び平成 19 年 11 月から平成 20 年までの給与明細（社内出納業務用のメモ書き）（以下「給与明細表」という。）により、請求者が、取締役（非常勤）として、平成 18 年 4 月 1 日に就業を開始し、請求期間において役員報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間中、請求者は厚生年金保険に加入しておらず、請求者に支給した役員報酬から厚生年金保険料の控除を行っていない旨回答しており、上述の報酬対象者台帳の社会保険加入有無欄には「無」と記載されていることが確認できる上、給与明細表においても厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて、A社からの平成 19 年 10 月 31 日及び同年 12 月 25 日における振込金額 29 万 4,980 円が確認できるところ、上述の給与明細表のうちの平成 19 年 11 月から平成 20 年 2 月までの各月における差引支給額は 29 万 4,980 円と同

額であり、当該差引支給額 29 万 4,980 円は、月額 30 万円の報酬から源泉所得税 5,020 円のみを控除して得られた額であることから、給与明細表に平成 19 年 10 月 31 日の振込に係る記載はないものの、同年 12 月 25 日に同社から請求者に対し支払われた振込金額 29 万 4,980 円に係る報酬においては、厚生年金保険料の控除は行われていなかったものと認められる。

さらに、請求者は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間について、前職事業所に係る健康保険組合において任意継続被保険者であったことが確認できる上、同年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 14 日までの期間については、請求者が当時に居住する C 市において国民健康保険に加入していたことが確認できることから、請求期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、A 社における請求期間当時の上司、同僚等として事業主及び元事業主を含め 4 人の名前を挙げているが、元事業主は、既に亡くなっており、照会することができず、事業主を含むほかの 3 人からは、文書照会に回答があったものの、請求者が厚生年金保険の被保険者に該当する勤務形態であることを確認できる回答を得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。